

北海道科学大学薬学部履修規程

(規程の制定及び運用)

第1条 この規程は、学則第21条の規定により、これを定める。

(適用)

第2条 履修に関し、学則に規定のある他はすべてこの規程を適用する。

2 履修に関し、学則及びこの規程に定めのない事項については、すべて教授会において審議し、学長が決定する。

(学期)

第3条 学則第8条に規定する学期を、更に二期に分ける。

(1) 前期、第一学期・第二学期に分ける

(2) 後期、第三学期・第四学期に分ける

(授業科目及び履修方法)

第4条 授業科目は、本学学則第11条別表の教育課程表により、必修科目、選択科目とする。

授業形態によって講義、演習、実習に分けて取扱う。

2 必修科目は、当該年次、学期に開講されるすべての科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

3 選択科目は、当該年次、学期に開講される科目の中から選択して履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

4 授業科目を履修するためには、所定の期日までに履修登録をしなければならない。

5 各学年での履修登録上限単位数は40単位までとする。ただし、第9条第2項第1号に定めるGPAが3.50以上の者については、所定の手続により、指定された期日までに願い出ることによって上限単位数を超えて履修登録をすることができる。

6 履修登録した授業科目を、当該年次に変更することはできない。

7 学則別表の教育課程表に配当される授業科目は、当該年次以外の学年次において履修することはできない。

8 別に定める転学部・転学科規程に基づき、転学部の意思表示を行った者に限り、他学部配当科目の履修を認めることがある。

(授業の出席)

第5条 全ての授業科目について、開講時数の全てに出席することを基本とし、病気、その他の理由がある場合の出席しなければならない時数は、講義、演習は、開講時数の3分の2以上、実習は開講時数の5分の4以上とする。

2 「実務実習」については、前項の規定は適用しない。

3 学校保健安全法施行規則第19条の規定により出席停止の措置を受けた期間に係る授業については、時期を指定して代替の授業を実施する。

(特別欠席)

第6条 次の各号に該当する事由により授業を欠席し所定の手続きを経て許可された場合は、当該授業は出席として取り扱う。更に、欠席した授業について代替の授業を実施すること

がある。

- (1) 一親等の親族又は姻族は死亡した日から7日
二親等の親族又は姻族は死亡した日から5日
三親等の親族又は姻族は葬儀の日を含め2日
- (2) その他、教授会で認めた事由

(成績評価の条件及び単位授与)

第7条 授業科目の成績評価を受けるには、当該科目について、次の各号が満たされていないなければならない。

- (1) 第5条第1項に定める出席基準
 - (2) 講義及び演習については、原則として第10条第1項各号に定める試験を受験済みであること
 - (3) 科目担当教員の指示事項を実行していること
- 2 授業科目の成績評価及び単位授与は、科目担当教員が行い、学生への発表日をもって確定する。
- 3 第1項第1号及び第3号の要件を満たさないときは、当該科目は失格とする。

(成績評価の区分と成績指数)

第8条 授業科目の成績評価の区分と成績指数は、次のとおりとする。

得点	評価区分	成績指数
90～100	S (秀)	4
80～ 89	A (優)	3
70～ 79	B (良)	2
60～ 69	C (可)	1
0～ 59	D (不可)	0

- 2 失格の場合は、Xとする。

(G P A)

第9条 総合的な学習到達度は、G P A (Grade Point Average)によって表す。

- 2 G P Aは、次の各号により算出する。

- (1) G P Aの対象科目は履修し、評価を受けた全ての科目とする。ただし、自由科目及び学則第19条の規定により認められた単位については、G P Aの対象から除外する。算出した数値は、小数点第3位以下を切り捨てる。

$$G P A = \frac{\text{履修し、評価を受けた科目の(単位数} \times \text{成績指数)の総和}}{\text{履修し、評価を受けた科目の総単位数}}$$

- (2) 必修G P Aの対象科目は評価を受けた必修科目とする。ただし、学則第19条の規定により認められた単位については、G P Aの対象から除外する。算出した数値は、小数点第3位以下を切り捨てる。

$$\text{必修G P A} = \frac{\text{履修し、評価を受けた必修科目の(単位数} \times \text{成績指数)の総和}}{\text{必修単位数}}$$

履修し、評価を受けた必修科目の総単位数

(試験)

第10条 試験の種類は、次の各号とする。

- (1) 定期試験とは各科目終講後に行う試験をいう。
 - (2) 臨時試験とは各科目の開講期間中に、科目担当教員が必要に応じて行う試験をいう。
 - (3) 追試験とは定期試験を欠席した者に対し行う試験をいう。
 - (4) 再試験とは、定期試験又は追試験終了時の成績評価がDとなった者に対し当該年度内に行う試験をいう。
 - (5) 仮進級試験とは、第16条に定める仮進級者の前学年次までの成績評価がDの授業科目について行う試験をいう。
- 2 前項第3号から第5号に定める試験を受験する者は、所定の手続きをしなければならない。
 - 3 第1項各号に定める試験は、第1項第2号に定める試験を除きあらかじめ日を定めて行う。
 - 4 第1項各号に定める試験は、別に定める試験施行細則に従って受験しなければならない。

(不正行為)

第10条の2 試験に際し、不正行為があった場合は、当該科目を失格とする。

- 2 前項の不正行為者に対する処分は、学則第64条を適用する。

(定期試験の成績評価)

第11条 定期試験終了時の成績評価は、第8条第1項に定める評価区分に従い行う。

- 2 定期試験を欠席した者の成績評価はDとする。

(追試験及びその成績評価)

第12条 第10条第1項第1号に定める試験を欠席した者で追試験を希望する者は、指定された期日までに、欠席理由を証明する書類を添え、「追試験願」を提出しなければならない。

- 2 前項に定める追試験願を提出したときは、審査の上、受験を許可する。なお、追試験願の提出がない時又は追試験が許可されなかったときは追試験を行わない。
- 3 追試験の許可基準は次の各号に該当する事由とする。
 - (1) 第6条に定める特別欠席によるもの
 - (2) 学校保健安全法施行規則第19条の出席停止によるもの
 - (3) 交通機関の遅延
 - (4) 天災事変その他やむを得ない事由によるもの
- 4 追試験が許可されたときは、指定された期日に、追試験を受けなければならない。
- 5 追試験終了時の成績評価は、前条第1項の定めを適用する。

(再試験及びその成績評価)

第13条 再試験終了時の成績評価は、第8条第1項に定める評価区分に従い行う。

- 2 再試験終了時における成績の評価は、C又はDとする。
- 3 実習の成績再評価は行わない。
- 4 卒業延期となった者が、6年前期に再履修する「総合演習Ⅱ」は再試験を行わない。

(仮進級試験及びその成績評価)

第14条 第16条に定める仮進級者の前学年次までの成績評価がDの講義及び演習の再評価は、第10条第1項第5号に定める仮進級試験により行う。

- 2 仮進級試験における成績の再評価は、C又はDとする。
- 3 仮進級試験の結果、不合格となった科目の単位数は、当該年次までの未修得科目の単位数として扱う。

(進級基準)

第15条 3年次までの進級審査時において、当該年次までの所定の単位を修得した者は進級とする。

- 2 4年次においては、所定の単位を修得し、かつ薬学共用試験に合格している者。
- 3 5年次においては、所定の単位を修得している者。
- 4 進級の判定は後期末の適切な時期の教授会にて行う。なお、休学中の者も判定対象に含めるものとする。

(仮進級基準)

第16条 前条の定めにかかわらず、1年次～4年次の進級審査時において、失格科目又は未修得単位があっても次の項目を全て満たす場合には仮進級とする。

- (1) 必修科目に失格科目がないこと
- (2) 1年次においては、「薬学生入門」を修得していること
- (3) 4年次においては、薬学共用試験に合格していること
- (4) 必修科目のうち実習を除く未修得単位数の合計が、5単位以下であること。ただし、2年次においては1年次、3年次においては2年次、4年次においては3年次の配当科目に未修得単位がないこと。
- (5) 必修科目のうち実習の単位が修得済みであること
- (6) 選択科目においては、1年次の基本教育科目と薬学関連科目から4単位以上、2年次の基本教育科目から2単位以上、3年次の薬学関連科目から1単位以上の評価がなされていること。

(原級留年)

第17条 第16条に定める要件を満たすことのできない者は、原級留年とする。

(留年者の履修方法)

第18条 前条の定めにより原級留年となった者は、当該年次の必修科目の未修得科目を再履修しなければならない。

- 2 選択科目については、未修得科目以外も履修することができる。

(退学勧告)

第19条 1年次～4年次の進級審査後において、次の各号に該当する者に退学勧告を行う。

- (1) 同一学年次に2回原級留年となった者
- (2) 当該学年次における必修GPAが2年連続して1.30未満の者

(卒業基準)

第20条 6年次修了時において、学則第15条に規定する卒業に必要な単位数を満たした者は、卒業とする。

2 自由科目の修得単位は、卒業に必要な単位数には含めない。

(卒業延期)

第21条 前条に定める要件を満たすことのできない者は、卒業延期とする。

(卒業延期者の履修方法)

第22条 前条の定めにより卒業延期となった者は、未修得科目を再履修しなければならない。

2 卒業延期者の卒業時期は、第20条の卒業基準を満たした9月又は3月とする。

(復学者の履修方法)

第23条 学則第33条の規定により復学した者は、第18条の定めを適用する。

(再度履修)

第24条 原級留年となった者、復学した者は、修得した科目のうち、当該学年で開講する講義、演習科目を再度履修することができる。

2 前項に定める再度履修科目の成績評価が、既存の成績評価を上回った場合には、当該年度の成績評価を当該授業科目の成績評価とする。

3 再度履修の履修登録については、第4条第4項の定めを適用する。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。

1 この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。ただし、第4条第5項、第15条第3項、第16条及び第22条は、2019年度以前の入学生については、なお従前の例による。

1 この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。ただし、2020年度以前の入学生については、なお従前の例による。